

景観計画区域内（景観形成重点地区以外）における行為のチェックシート【①くらし・②みなと・③自然共生】

NO.4

行為地域	用途地域	現況修景の特徴	デザインテーマ	デザインコンセプト	作成日
事前確認事項	地区計画			※添付書類のうち、付近写真は、計画の建築と周辺の景観の関係が確認できるように、様々な角度から撮影したカラー写真を添付してください。 ※当該物件において、該当する景観形成基準の有無を確認し、該当しない場合は、具体的な配慮・工夫の内容の記述は不要です。	
	「半田市ふるさと景観計画ペソフレット」（全6ページ）の内容（窓口配付またはホームページよりDL可）		☐ 確認 ☐ 確認していない		
	「半田市ふるさと景観計画」（全119ページ）の内容（ホームページよりDL可）		☐ 確認 ☐ 確認していない		
	「半田市景観形成ガイドライン」（全119ページ）の内容（ホームページよりDL可）		☐ 確認 ☐ 確認していない		

	項 目	風景地域	重要度	景観形成基準	適合チェック	具体的な配慮・工夫の内容（配慮しなかった場合の理由）	評価
	配 置	共通	義務	工作物の配置は、道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮しているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
工作物	形 意 態 匠	共通	義務	意匠の工夫により、周辺との調和を図っているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	義務	側面及び背面の形態や意匠も、周辺との調和に配慮しているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	努力義務	種類及び用途に応じて集約化に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	努力義務	【歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合】周囲の建物との調和に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		③自然共生	努力義務	周囲の建物や自然との調和に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
	材 料	共通	義務	時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用しているか。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
	色 彩	共通	義務（必修）	各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用しているか。※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。			
		①くらし／ ②みなと	義務（必修）	R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		③自然共生	義務（必修）	R(赤)及びYR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	義務	彩度・明度の高い色の使用は避けているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	義務	【アクセントカラー（主要な色を補完するために使う色）を使用する場合】使用する色彩相互の調和やバランスに配慮しているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	努力義務	【商店街以外の場合】周囲のまちなみに調和した色彩に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	努力義務	【商店街の場合】賑やかなまちなみにふさわしい色彩に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		②みなと／ ③自然共生	義務	使用する色数は少なくしているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
	附帯施設	共通	義務	附属物は、工作物と一体的なデザインに努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
開発行為	擁 壁	共通	努力義務	材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
	既存樹木	共通	努力義務	敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
屋外広告物		共通	努力義務	掲出する広告物は、必要最小限とし、効率的に設置しているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		共通	努力義務	まちなみに配慮したデザインに工夫しているか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		①くらし	努力義務	【住宅地の場合】点滅式の電飾看板や反射材は使用していないか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		
		②みなと／ ③自然共生	義務	点滅式の電飾看板や反射材は使用していないか。	☐ 配慮した ☐ 該当なし		